

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530503

研究課題名(和文) 日本における企業倫理研究の基礎づけ

研究課題名(英文) A basic study of Business Ethics in Japan

研究代表者

鈴木 由紀子 (SUZUKI, YUKIKO)

日本大学・商学部・准教授

研究者番号：40407763

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円、(間接経費) 390,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本における学問としての企業倫理研究の位置づけをより明確にするために、米国や日本のこれまでの研究を通じて、企業倫理の定義づけを試み、また近接領域である企業の社会的責任(CSR)との相違を検討した。

この分野では、従来の規範倫理学を中心としたアプローチを補完するものとして実証研究に基づく行動倫理学のアプローチが注目されるようになり、その学際性を高めているといえる。課題の1つとして、世界的な環境・貧困問題の解決に向けた企業のCSR活動を企業倫理研究がどのように評価していけるかがあげられる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I surveyed previous business ethics researches in USA and Japan and examined to offer a definition of business ethics and compared it with corporate social responsibility (CSR) that is a related field in order to define business ethics as a discipline.

Recently, behavioral ethics based on experimental researches has caught attention as a new approach, because it will be able to complement normative ethics which is traditional approach in this field. Business ethics research may be a potential area to develop as an interdisciplinary field. One of the issues is how business ethics research may recognize and justify CSR activities to solve the environmental problems and poverty in the world.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・経営学

キーワード：企業倫理 企業の社会的責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における企業不祥事と企業倫理、CSR

日本において企業倫理(business ethics)はバブル経済崩壊後、大企業の不正事件の相次いだ1990年代初めから盛んに議論されるようになった。

それに対して、企業はどのように対応してきたかといえ、1990年代半ばすぎまでは、アメリカ合衆国(以下、米国)で進められた企業倫理の制度化のためのプログラムの導入を単に進めることだった。

1990年代後半には、金融機関を中心に広がったコンプライアンス(compliance)すなわち法令遵守という言葉が、他の産業分野の企業にも波及し、企業倫理よりもコンプライアンスが重視されるようになった。

2000年代に入って以降は、企業倫理、コンプライアンスを含めて、企業の社会的責任(corporate social responsibility, 以下CSR)を果たすことが重要であると捉えられるようになった。かつて、日本において1960、70年代にも公害問題などからCSRという表現ではないが、企業の社会的責任が問題となった。これが、現在では企業経営のグローバル化の中で、環境問題や貧困問題などに企業の果たす役割として重視されるようになり、日本企業でもCSRに取り組むようになっていく。

しかしながら、その一方で、現在においても企業の非倫理的行動をもたらした事故や事件に関わる報道が頻繁になされており、企業行動の倫理性を問う声は止むことがない。

企業が社会的な問題の解決のためにCSRに取り組んでいることと、企業の倫理的行動が求められているような状況のギャップを生じさせている原因の1つは、企業倫理、CSRの真の意味が理解されていないことにある。このギャップをなくすためには企業倫理、CSR、企業市民(corporate citizenship)などの正確な認識が必要とされている。

(2) 米国における企業倫理研究

日本における企業倫理研究を行う上で、その多くを米国の研究の成果によっていることから、米国の研究動向を把握することが必要である。

米国で企業倫理に対する関心が高まったのは1960年代であり、それは当時の様々な企業の不正問題および社会運動が影響したといわれている。米国で企業倫理は、1970年代を通じ専門分野として十分な発達をし、1つの学問分野として成立したのは1980年代後半であるとされている。

この分野は、2つの学問分野を統合した学際研究であり、そのアプローチは規範科学である応用倫理学(applied ethics)の領域と実証科学である経営学の領域の2つの方向から研究がなされてきた。経営学の領域では企業の社会的責任を主に扱う「企業と社会(Business & Society)」の中で論じられ、そして、数多くの論文や文献の出版、専門の学会の創立、多くの大学やビジネス・スクールにおいて関連科目が設置された。

日本における企業倫理研究は、1980年代末からこの分野の中で展開されていた企業倫理という視点で学問的に紹介され始めた。また、当時米国に留学していた研究者たちによって日本に紹介され、日本の企業倫理研究の土台が築かれてきたといえる。

2. 研究の目的

日本において、企業倫理という概念が学問的に本格的に注目され始めたのは1990年代になってからである。学問分野(discipline)とし認識され、大学における科目として関連の科目が設置され始めたのは1990年代終わりからであり、国内唯一の専門学会である日本経営倫理学会が設立されたのは1993年である。先述のとおり1980年代末に米国の研究がわずかではあったが紹介され始めてはいたが、1990年代以降に研究成果を積極的に導入されるようになってから、すでに20年以上が経過している。

しかしながら、日本における企業倫理研究は米国の研究成果が紹介されてきたものの、これまで1つの学問として十分に研究や考察が加えられてきたとはいえない状況である。

さらに、日本において企業倫理そのものの定義や学問としての位置づけに対する研究や議論もほとんどなされていず、研究者たちによってそれぞれの一応の定義づけがされて、論を進められているだけである。

経営学を専門としてきた研究者たちが、主に関心をもって研究してきたが、経営学の中での企業倫理をどのように位置づけるのかという議論も抜けおちてしまっている。そのような意味で、日本においていまだ学問として確立されているとはいえない。

このような状況を鑑み、本研究は企業倫理研究の基礎づけともいえる以下について考察する。まず、企業倫理の定義づけを行い、企業倫理の近接領域であるCSRと比較することによってその違いと特質を検討し、概念としての企業倫理の意味を掘り下げる。

つぎに企業倫理のアプローチから学際性を確認する。最後に、日本における学問として企業倫理の今後の学問的展開の方向性と課題を探ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、文献研究を中心に、学問としての企業倫理の成立の早かった米国における研究から、それらがどのように捉えられてきたかをまず調査した。

つぎに、日本における20年以上にわたる企業倫理研究を振り返り、企業倫理の定義およびその近接領域であるCSRなどとの違いやその動向を把握し、その学問的意味と位置づけを考察した。

また、企業倫理やCSRなどの最新の研究動向の情報収集を行うため、米国の企業倫理学会(Society for Business Ethics)ならびに毎年ほぼ同期間に開催される米国の経営学

会(Academy of Management)の「経営における社会的課題事項(Social Issues in Management)」部会に参加し、研究交流を行った。

以上から、企業倫理の意義と経営学における企業倫理の位置づけを考察し、日本における企業倫理研究の展開の方向性と課題を考察した。

4. 研究成果

(1) Business Ethics の訳語と定義

この研究領域における最初の課題は business ethics の訳語が統一されていないことであった。これまで経営倫理、企業倫理、ビジネス倫理、ビジネス・エシクスなどが訳語として使われてきた。(business ethics といった場合、学問の意味と business ethics それ自体の意味で用いられる。)

本研究では、様々な主張を踏まえた上で、以下の理由から企業倫理とした。

まず、日本における経営学の領域において business を訳す場合には営利追求を目的とする組織体である企業を対象としている。そして経営(management)といった場合には営利組織と非営利組織が対象となりうるが、それぞれの目的が異なる。そこでは必然的にそれぞれ固有の倫理問題が生じる。営利組織すなわち企業における利潤追求と倫理性を同時に追求しなければならない時に生じるジレンマが特に喫緊の課題となっており、日本において主に問われているのは企業における倫理問題である。

これらも踏まえた上で、企業倫理とは企業の構成員の意思決定における倫理性を問うことであり、そして組織としての企業行動の評価に関わるものである。ここでいう倫理性とは、企業および企業の構成員がどうあるべきかという意味で、「公正」という語を用い、「公平」「正しさ」という点を強調する。本研究では、企業倫理の定義を「企業の構成員の公正な意思決定と企業活動のための規範」とした。

(2) 企業倫理と CSR

企業倫理の近接領域である CSR との比較について、CSR を果たす目的という観点からすると、両者の違いが明確になる。企業が CSR を果たすのは「啓発された自己利益(自利心)(enlightened self-interest)」のためであるとされる。

この考え方は、倫理的利己主義(ethical egoism)の一種であると指摘され、また義務論的アプローチからすれば、他者を手段化するとも捉えられ正当化はされない。

企業倫理は企業活動のあらゆる場面において、企業の構成員がどのような意識や姿勢(attitude)を持って活動にあたるのかということを問うものである。それは日常的な経

営者、従業員の意思決定と行動のあり方に関わるものである。

一方、CSR は企業をめぐる利害関係者(stakeholder)ごとに課題となる事項に対して、いかにそれらを解決あるいは改善し利害関係者に納得や満足を与えていけるかという成果に関わるものである。

その意味で、CSR は近年、本業とは無関連な副次的な社会貢献活動ではなく、社会的価値を創造することで経済的価値も創造するという「共通価値の創造(creating shared value 以下 CSV)」(Porter & Kramer, 2011)という概念に代表されるように、企業戦略のもとで位置付けられた戦略化した CSR として捉えられるようになっていく。

この「共通価値の創造」はまさに「啓発された自己利益」のことである。このような CSR は企業倫理的観点において、帰結主義的には正当化が可能とされるであろうが、先述のとおり非帰結主義の義務論的アプローチでは認められないことになる。

何よりも問題なのは、「啓発された自己利益」という点で、最優先課題はあくまで自己利益の最大化にあるので、社会的価値の創造を行うといっても、利他主義的な倫理性は状況によって貫徹されない場合も生じる。

(3) 企業倫理研究の学際性

これまで企業倫理は企業活動の結果、重大で深刻な被害が消費者や社会に生じた場合に注目されてきた。ところが、平成 25 年秋に起きた大手ホテルのレストランなどの飲食業界におけるメニューの虚偽表示問題は、業界の虚偽表示に対する認識の低さや欠如を露呈した。

これは従来の企業の不正問題と比べ、原因の1つとして利用者への直接的な危害や影響が認識されにくかったことにより、業界において非倫理的行為との自覚がなされていなかったことがあげられる。

この問題は、従来の企業倫理研究で中心となっていた応用倫理学の規範的なアプローチからでは克服するには不十分であることを示している。

学問としての企業倫理は、欧米においては、特にビジネス・スクールを中心として応用倫理学だけでなく組織行動論や組織論や行動心理学など様々な専門分野からの企業活動や企業の構成員の倫理的行動なども分析されてきた。

本研究の開始時点では、学問としての企業倫理を実証科学である経営学と、規範科学である応用倫理学の学際領域であると捉えていた。後者について、特に米国で企業倫理の研究および教育活動が応用倫理学者たちによって規範倫理学を用いたアプローチで主として行われていたためである。

しかしながら、近年では欧米の研究において必ずしもこの二分法では捉えきれない展開がみられつつある。従来の規範倫理学を中

心としたアプローチの現実的展開の有効性への疑義から、行動心理学分野の実証研究に基づく行動倫理学 (behavioral ethics) のアプローチが提唱されている。

このアプローチは人間や組織が意図して非倫理的行動をするのではなく、意思決定プロセスにおける「限定された倫理性 (bounded ethicality)」によって生じる倫理ギャップに注目したものである。日本においては、これまでこの領域については十分に論じられてこなかったが、規範倫理学のアプローチを補完するものとして注目していく必要があることを確認した。ただし、このアプローチは多くの実証実験や調査をもとにした帰納的なアプローチであるため、導き出された法則や類型が状況によって変わる可能性があり、普遍化という点で課題が残ると考えられる。

このような分析アプローチの多元性を踏まえると、学問としての企業倫理が規範科学か実証科学かと特定化することは意味がなく、むしろ両者の側面を有する学問的広がり
の可能性のある学際領域といえる。

(4) 企業倫理研究の今後の課題

企業が社会問題の解決に携わること、すなわち CSR を考える時、政府や様々な国際機関や NGO などの能力の有無を考える必要がある。現代の地球的な環境問題や世界的な貧困問題などは、国や国際機関の能力をはるかに超えている。

国際社会は企業にも諸問題に対する責任を果たすことを求めている。近年ではそれらに応じようとする企業や、より積極的に社会問題の解決に貢献しようとする企業活動が散見されるようになった。例えば、Conscious Capitalism や Creative Capitalism の提唱や、また巨大多国籍企業による BOP (Bottom of the Pyramid) もしくは Base of the Pyramid) ビジネスなどが広がっている。

これらの動きは単なる CSR 活動の域を超え、企業市民としての立場を意識したものである。これらを帰結主義のアプローチから称賛することもできようが、非帰結主義の義務論的な観点では、「啓発された自己利益」の体現であり、所詮は自己利益の追求にすぎないと批判することもできる。

もちろん、株主の利益を重視しなければならぬ公開株式会社においては社会問題への関わりの正当性の問題が依然として残ることも確かである。

米国を中心として、この正当性の問題を克服するために「社会的目的をビジネスの方式に統合する新しい領域」として Benefit Corporation などの社会的企業の設立も活発化している。

将来的には、このような正当性の問題は、「より良いものを目指す競争」が始まった時に、すなわち企業はより広い視野を持ち、市場システムの繁栄と持続という目的に一致

した活動つまり私益と公益が一致した活動が「普段どおりのビジネス界」(Joseph L. Bower et al., 2011) の行いとなった時に解消されるであろう。

そのような状況を踏まえつつ、深刻な世界的な課題に対する企業の取り組みに対して、企業倫理研究は単なる称賛もしくは冷笑主義的立場をとる以外にその貢献はないものであるだろうか。

言いかえれば、CSR 活動を倫理的に正当化する論法 (reasoning) を構築するような役割が今後の企業倫理研究に求められる 1 つの課題ではないだろうか。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計 2 件)

鈴木由紀子、日本における企業倫理研究の今後の展開可能性、アジア経営学会第 21 回全国大会、平成 26 年 9 月 13 日 14 日、日本大学商学部 (予定)

鈴木由紀子、企業倫理研究の基礎的考察：概念の検討を中心に、日本比較経営学会第 36 回全国大会、同志社大学、平成 23 年 5 月 14 日

[図書](計 2 件)

真屋尚生編著、慶應義塾大学出版会、社会保護政策論：グローバル健康福祉社会への政策提言、2014 (鈴木由紀子、第 4 章、「企業の社会的責任」の概念の変容と拡張) 99 - 116

日本経営倫理学会監修、小林俊治・高橋浩夫編著、白桃書房、グローバル企業の経営倫理・CSR、2013 (鈴木由紀子、第 13 章、米国における CSR の展開と課題) 199 - 215

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 由紀子 (SUZUKI, Yukiko)

日本大学・商学部・准教授

研究者番号：40407763